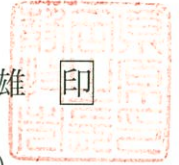


牧土委第2号
令和5年4月10日

公益社団法人 全日本不動産協会静岡県本部
本部長 疋田 貞明 様

牧之原市長 杉本 基久雄 印



牧之原市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の改正について（通知）

日ごろ、都市計画行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和3年7月に発生した熱海市伊豆山地区で大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、国が「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、「宅地造成及び特定盛土等規制法」とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制することになりました。

今回の法改正に伴い、牧之原市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に記載のある法律名を改正しました。

つきましては、各団体会員の皆様へ周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 主な改正点

土地利用指導要綱の第2個別基準の各用途に明記されている宅地造成等規制法の名称を変更する。※個別基準「土採取・盛土等」については変更なし。

改正前	改正後
宅地造成等規制法第9条	宅地造成及び特定盛土等規制法第13条

2 施行日

令和5年5月26日

※市ホームページに関連資料を掲載します。

事務局 牧之原市 建設部 都市住宅課
電話 0548-53-2633
FAX 0548-52-3772
メール toshi@city.makinohara.lg.jp